

情報共有システム実施要領

四日市港管理組合が発注する工事及び設計業務等において、A S P方式の情報共有システムを活用し、受注者の建設現場での生産性向上や、発注者の書類管理の負担等を軽減するため、情報共有システムの取組を実施することとする。

(総則)

- 1 本要領は、A S P方式の情報共有システムを活用することで、受注者の建設現場等での生産性向上や、発注者の書類管理の負担等を軽減することを目的として、情報共有システムの実施について定めるものである。

(実施対象)

- 2 四日市港管理組合が発注する工事、設計業務等に適用する。ただし、電子納品を行わない工事や利用工期が短いなどシステム使用頻度が少ない等の止むを得ない事情がある場合は、契約後の事前協議において監督員と協議し、対象外とすることができる。その場合、「電子メールを活用した情報共有における実施要領」の実施可否を協議すること。

(実施方法等)

- 3 実施方法等は、三重県が定める「情報共有システム実施要領」を準用するものとする。

附則

この要領は、令和7年9月1日以降の公告にかかるものから適用する。